

7農企第1421号
令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 馬場 雄基

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	庭坂地区 (長沼・新町・内町・荒町・横町・大町・湯町・黄金坂・清水・富山・イラ窪・矢細工・東原・駅前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当区域は、農地中間管理機構の利用意向が高いものの、農業者の平均年齢が**75歳**と高齢化が進み、規模縮小を考えている農業経営体が多い。専業の担い手の減少や後継者がいないことによる労働力の不足により、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、当地区は果樹の産地であるため、老木化や新規就農者への技術伝承が難しい等の課題もある。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者: 31名 団体経営体: 3経営体

多面的機能保全会: 2組織 中山間直接支払集落協定: 1組織

主な作物: 水稻、野菜類、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で連携して新規就農者や法人などの新規参入者を受け入れやすい体制づくりを行う。また、研修ほ場があるナシ栽培については、研修ほ場を活用しながら新規参入者や後継者の確保、育成に取り組んでいく。さらに、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組み、高収益作物の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	295 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	295 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。またナシについては、トレーニングファームを活用していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】